

福岡県公報

令和元年八月三十日
第三十四号
増刊 ①

目次

告 示 (第二百五十二号)

○農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告

示 (農村森林整備課) …………… 一

告 示

福岡県告示第二百五十二号

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年八月三十日

福岡県知事 小川 洋

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程(昭和三十二年九月福岡県告示第八百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

7 平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害及び平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風による災害により被害を受けた地域において行う復旧事業の経費のうち、法第二条に規定する農地の区画変更に伴う土地利用計画策定事業の経費に対する補助金の補助率は、次の表のとおりとする。

農地に係るもの	区 分	補 助 率
		十分の五以内

第三条に次の一号を加える。

四 第二条第七項に規定する補助率の適用を受ける事業を施行する者 土地利用計画策定事業申請書

第五条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三条第四号に規定する者は、前条の規定による内示を受けた場合は、土地利用計画策定事業費交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 事業の概要及び経費の配分調書

二 収支予算(精算)書

第十条中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。

別表に次のように加える。

土地利用計画策定事業	次に掲げる要件の全てを満たすもの
	一 平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害及び平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風による災害により被害を受けた地域のうち、法第二条に規定する農地において行う復旧事業であること。
	二 原形復旧が困難な被災農地を区画整理事業により復旧するために土地利用計画の策定が必要であること。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の規定は、令和元年度の補助金から適用する。